## 騒音に係わる特定建設作業一覧表

作業の種類	騒 音 規 制 法	静岡県生活環境保全条例	
くい打機(もんけんを除く。)を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く		
くい抜機を使用する作業	すべて		
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式を除く		
びょう打機を使用する作業	すべて		
さく岩機を使用する作業(手持ち式のも	b 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日にお		
のを含む)	当該作業に係る二地点間の最大	大距離が 50mを超えない作業	
空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の	電動機以外の原動機を用いる	もので原動機定格出力が 15kw	
動力として使用する作業を除く。)	以上		
コンクリートプラントを設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリート プラントを設けて行う作業を除く。)			
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200 kg以上		
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの	騒音を発生しないものとして環境	
	大臣が指定するものを除き、原	動機の定格出力が 80kw 以上	
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの	騒音を発生しないもの <i>と</i> して環境	
	大臣が指定するものを除き、原	動機の定格出力が 70kw 以上	
	一定の限度を超える大きさの	騒音を発生しないものとして環境	
ブルドーザーを使用する作業	大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上		

# 騒音に係わる特定作業一覧表

作 業 の 種 類	騒 音 規 制 法	静岡県生活環境保全条例	
厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う板			
金又は製缶の作業	   規制対象外	すべて	
鉄骨又は橋りょうの組立の作業	が明めまた		
鋼製船舶の建造又は修理の作業			

### 振動に係わる特定建設作業一覧表

作業の種類	振 動 規 制 法	静岡県生活環境保全条例	
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く		
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く		
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く		
鋼球を使用して建築物その他の 工作	+ : -		
物を破壊する作業	すべて		
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する	6作業にあっては、一日における	
研表版吸件機を使用するIF未	当該作業に係る二地点間の最大距離が 50mを超えない作業		
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一 E		
する作業	当該作業に係る二地点間の最大距離が 50mを超えない作業		

※さく岩機には、ハンドハンマ、ドリフタ、ブレーカーなどがあります。

手持ち式のハンドブレーカーを使用する作業の場合は、騒音規制法の「さく岩機を使用する作業」に該当しますので、特定建設作業の届出をお願いします。

なお、作業が1日のみで終了する場合には、届出は不要です。

## 特定建設作業の規制

## 騒音

#### 特定建設作業(法第2条関係)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって騒音規制法施行令の別表第2に掲げる作業。(ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの(深夜12時をまたぐものは除く。)は除く。) 「騒音に係わる特定建設作業一覧表」参照

#### 規制基準(法第15条関係)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和46年11月27日厚生省・建設省告示第1号)」に下記のとおり定められている。(「騒音・振動関係県告示集[平成9年3月28日告示第344号の6]」参照)

# ## / <del>*</del>			
<b>基準値</b>	一号区域	85デシベルを超えないこと	
(敷地境界線における基準)	二号区域	るのプライルを超えないこと	
作業時間※	一号区域	午後7時から翌日の午前7時までは禁止	
	二号区域	午後10時から翌日の午前6時までは禁止	
一日の作業時間※	一号区域	10時間を超えないこと	
	二号区域	14時間を超えないこと	
作業期間※	一号区域	 ・連続して6日間を超えないこと	
	二号区域	建枕して0日間を超えないこと 	
日曜日その他の休日※	一号区域	禁止	
	二号区域	示止	

- 一号区域・・・・第1種区域、第2種区域、第3種区域に加えて、第4種区域のうち学校、病院等の施設 の周囲おおむね80mの区域
- 二号地域・・・第4種区域のうち、一号区域を除く区域
- ※災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは除く。

# 振動

### 特定建設作業(法第2条関係)

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって振動規制法施行令の別表第2に掲げる作業。(ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの(深夜12時をまたぐものは除く。)は除く。) 「振動に係わる特定建設作業一覧表」参照

#### 規制基準(法第15条関係)

「振動規制法施行規則第11条及び同規則別表第1に下記のとおり定められている(「騒音・振動関係県告示集(平成9年3月28日告示第344号の6)」参照)

基準値	一号区域	   75デシベルを超えないこと	
(敷地境界線における基準)	二号区域	「フランベルを超えないこと	
作業時間※	一号区域	午後7時から翌日の午前7時までは禁止	
	二号区域	午後10時から翌日の午前6時までは禁止	
一日の作業時間※	一号区域	10時間を超えないこと	
	二号区域	14時間を超えないこと	
作業期間※	一号区域	   連続して6日間を超えないこと	
	二号区域	建桃してり口間で旭んないこと	
日曜日その他の休日※	一号区域	禁止	
	二号区域	示业	

- 一号区域・・・・第1種区域の1、第1種区域の2、第2種区域の1及び第2種区域の2うち学校、病院 等の施設の周囲おおむね80mの区域
- 二号地域・・・第2種区域の2うち、一号区域を除く区域
- ※災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは除く。

### 特定建設作業

届出の種類	届出期間	摘要
特定建設作業実施届出書	作業開始日の7日前	特定建設作業を実施しようとするとき

### <添付書類>

- 当該作業の場所付近の見取り図で、周辺住宅等の配置がわかるもの
- 建設工事の工程の概要を示した工事工程表で、当該作業の工程を明示したもの
  - ・ 届出者

建設工事を行う元請け業者の代表者が届出をしてください。

- ・ 特定建設作業・特定作業の種類
  - 一覧表を確認のうえ、名称を記載してください。
- ・ 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様 機械の名称、メーカー名、型式、能力及び数などを具体的に記載してください。
- ・ 特定建設作業の実施期間 工事全体の期間ではなく、特定建設作業を行う期間を記載してください。
- ・ 騒音(振動)防止の方法

低騒音・低振動型機械を使用する、防音シートを設置するなど具体的に記載してください。 また、周辺住民には、日程の説明などを行ってください。

### 特定作業

届出の種類	届出期間	摘要
特定作業実施届出書	作業開始日の30日前	特定作業を実施しようとするとき
騒音防止の方法変更届出	変更に係わる工事開始 日の30日前	特定作業実施届出をした者について、騒音防止の方 法を変更するとき (騒音の大きさが増加しない場合は不要)
氏名(名称、住所、所在地) 変更届出	変更の日から30日以内	氏名、名称、住所、所在地が変更したとき
承継届出	承継があった日から 30 日以内	特定作業に係わる届出者の地位を継承したとき
特定作業廃止届出	廃止した日から 30 日以 内	特定作業を廃止したとき

### く添付書類>

- 当該作業を行う工場又は事業場付近の見取り図で、周辺住宅等の配置がわかるもの
- 当該作業を行う場所を示す書類